

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第四号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：A市長

諮問日：令和4年4月19日

(令和4年度諮問第2号)

答申日：令和5年7月14日

(令和5年度答申第4号)

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年2月15日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき障害程度等級〇級に該当するとしてされた身体障害者手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却すべきであるとする審査庁（A市長）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和4年3月31日付けで審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の2(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和4年4月19日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書の3に記載のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書の5に記載のとおりである。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）

別表第5号の「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）によると、〇〇の3級は、「〇〇により歩行が困難なもの」を指し、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害者認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「身体障害者認定基準」（以下「認定基準」という。）によると、〇〇の3級は、「歩行の困難なもの」を指し、具体的には「100m以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持が全く不可能なもの」をいう。そうしたなか、令和2年10月12日付け「身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）」（以下「本件診断書」という。）の「肢体不自由の状況及び所見」の「動作・活動」の項では「歩く〔50m可〕」とされていることから、認定基準にいう3級の「歩行の困難なもの」に該当する可能性も認められるが、一方で、同じ「動作・活動」の項において「立つ」、「家の中の移動」及び「片脚起立」の各項目に「自立」を意味する「○」が付されている。また、「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」の表において、両下肢の筋力テストの項目には全て「筋力正常又はやや減」を意味する「○」が付され、関節可動域は「n. p」とされており、著明な器質的異常とまでは認められないため、等級表に示す〇〇の3級の基準を満たしているとはいえない。

また、処分庁は、医学的判断を求めて、広島県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（「審査部会」という。）へ諮問し、審査部会から「肢体不自由〇〇〇級 原疾病（〇〇病）より〇〇と考え、ADL、MMTによる歩行能力より障害等級を判断。再認定不要。」との答申を得ている。

- (2) 法は、身体障害者が都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請する際には医師の診断書の添付が必要であること（第15条第1項）、医師が身体障害者に診断書を交付するときは、障害が法の別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書を付けなければならないこと（同条第3項）をそれぞれ規定しているものの、当該意見書に記載された障害の程度が、処分庁の認定を拘束するとまでは規定していない。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年4月19日）
- 2 第1回審議（令和5年6月9日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和5年7月14日）  
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、「この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と規定し、法第15条第1項は、「身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。」と規定し、同条第3項は、「第1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。」と規定し、また、同条第4項は、「都道府県知事は、第1項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と定めている。

また、規則第5条第1項第2号は、身体障害者手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定しており、同条第3項は、「第1項の障害の級別は、別表第5号のとおりとする。」と規定し、別表第5号の等級表においては、〇〇については、3級に相当するものとして「〇〇により歩行が困難なもの」、5級に相当するものとして「〇〇の機能の著しい障害」としている。

- (2) 身体障害者手帳交付に係る事務は、自治事務であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、認定基準が示されているほか、下記(4)に掲げる通知では、認定基準に係る疑義の回答が示され、下記(5)に掲げる通知では、身体障害者手帳の交付手続における取扱いが示されている。

- (3) 等級表の具体的な判断に当たっては、認定基準を適用することとしており、認定基準の第2の四の1(3)に、機能の著しい障害とは、「関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度）のほぼ30%（概ね30度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3（5点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く。）」とし、同(4)において「判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない」としている。

また、〇〇機能の程度については、認定基準の第2の四の2(3)に次のとおり定めている。

「〇〇とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動

以外に体位の保持も重要である。

〇〇の不自由をきたすには、四肢〇〇の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害である。

これらの多くのもはその障害が単に〇〇のみならず四肢にも及ぶものが多い。このような症例における〇〇とは、四肢の機能障害を一応切り離して、〇〇のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従って、このような症例の等級は〇〇と四肢の想定した障害の程度を総合して判定するのであるが、この際2つの重複する障害として上位の等級に編入するには十分注意を要する。例えば臀筋麻痺で起立困難の症例を〇〇と下肢の両者の機能障害として2つの2級の重複として1級に編入することは妥当ではない。

(中略)

エ 「歩行の困難なもの」(3級)とは、100m以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持が全く不可能なものをいう。

オ 「著しい障害」(5級)とは〇〇のために2km以上の歩行不能のものをいう。

(注5) なお、〇〇不自由の項では、1級、2級、3級及び5級のみが記載され、その他の4級、6級が欠となっている。これは〇〇は四肢と異なり、具体的及び客観的に表現し難いので、このように大きく分けたのである。3級と5級に指定された症状の中間と思われるものがあつたときも、これを4級とすべきではなく5級にとめるべきものである。

(注6) 下肢の異常によるものを含まないこと。」

- (4) 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)において、肢体不自由や内臓機能の障害などの認定においては、各種の検査データと動作、活動能力等の程度の両面から判定することとなっているが、それぞれの所見に基づく等級判定が一致しない場合は、「いずれの障害においても、検査データと活動能力の評価の間に著しい不均衡がある場合は、第一義的には診断書作成医に詳細を確認するか、又は判断可能となるための検査を実施するなどの慎重な対処が必要であり、不均衡のまま重度の方の所見をもって等級決定することは適当ではない。」としており、また、「活動能力の程度とは、患者の症状を表すものであつて医学的判定とはいえ、これを障害程度の判定の基礎とすることは適当ではない。したがって、活動能力の程度については、検査数値によって裏付けられるべきものとして考えられたい。」としている。

- (5) 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」(平成21年12月24日付け障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

部長通知)において、障害の認定について疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明な場合について次のとおり取り扱うこととしている。

- (1) 都道府県知事は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、必要に応じて、再検査、追加検査又は別の指定医による診断等を受けよう指導することができるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1)及び(2)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとする。」
- (6) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成11年広島県条例第34号)第2条表中八の四(1)により、身体障害者手帳の交付の事務は、処分庁が行っている。
- (7) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて、後記2の項以下で検討する。

## 2 理由

- (1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人の障害の程度は等級〇級には該当しないとして行われたものである。
- (2) 等級表によると、〇〇の3級は、「〇〇により歩行が困難なもの」を指し、認定基準によると、〇〇の3級は、「歩行の困難なもの」を指し、具体的には「100m以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持が全く不可能なもの」をいう。そうしたなか、本件診断書の「肢体不自由の状況及び所見」の「動作・活動」の項では「歩く〔50m可〕」とされていることから、認定基準表にいう3級の「歩行の困難なもの」に該当する可能性も認められるが、一方で、同じ「動作・活動」の項において「立つ」、「家の中の移動」及び「片脚起立」の各項目に「自立」を意味する「○」が付されている。

たとえ同じ「自立」という判定であっても、その程度には差があることも考えられるが、認定基準を基に判断する際は、診断書で自立とされている項目について特記もないため、自立しているとして判断せざるを得ない。また、「関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)」の表においても、両下肢の筋力テストの項目には全て「筋力正常又はやや減」を意味する「○」が付され、関節可動域は「n. p」とされており、著明な器質的異常とまでは認められない。

したがって、等級表に示す〇〇の〇級の基準を満たしているとはいえないとした処分庁の判断は相当として是認できる。

- (3) なお、審査請求人は、審査請求時に証拠書類等としてレントゲン画像を提出している。当該画像は、機能障害の客観的な証拠として、診断書の「肢体不自由の状況及び所見」の「動作・活動」の項で、半介助、全介助又は不能と判断された際の他覚的所見となり得ると思われるところ、本件診断書には「④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）」があることを踏まえ、その上で、自立との判断が記載されている限りにおいては、自立しているものとして判断するのが相当であると考えられる。
- (4) さらに、処分庁は、診断書・意見書を作成した医師に対し、審査請求人の障害の状況について照会し回答を得た上で、障害程度の認定に関して審査部会に諮問し、「肢体不自由 〇〇 〇級 原疾病（〇〇病）より〇〇と考え、ADL、MMTによる歩行能力より障害等級を判断。再認定不要。」との審査部会からの答申結果を踏まえて等級の認定を決定する処分を行っており、処分庁の本件処分に係る手続が不十分であったなど、違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

#### 広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。